

決 定 書

1 請 求 人

住 所 省 略

氏 名 省 略

2 請 求 年 月 日

令 和 8 年 7 月 15 日

3 請 求 の 要 旨

委任状はあくまで受領の権限のみであり、個人カードでの立替決済まで認めたものではないにもかかわらず、旅費条例の原則を逸脱し、公費の決済に個人のクレジットカードを使用して、ポイント等を不当に取得している疑いについて、不当利得の返還と、違法な財務処理の是正を求める。

4 監 査 委 員 の 判 断

(1) 主 文

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、却下する。

(2) 理 由

法第 242 条第 1 項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為又は怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

本件請求において請求人は、議会事務局の職員による不適切な職員個人のクレジットカードを用いた公費の決済とそれに伴うポ

イントの不当取得の疑いについて、ア 不当利得の返還と、イ 違法な財務処理の是正を求めている。

ア 不当利得の返還について

職員個人のクレジットカードの利用については、旅費の請求手続の際、浜田市職員等の旅費に関する条例（以下、「旅費条例」という。）第 25 条において適用する「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下、「旅費法」という）」、同施行令、省令、及び運用方針に基づき作成された「国家公務員等の旅費制度よくあるご質問（令和 8 年 3 月 ver.1-2）」の中に、次のように質疑応答の記述がある。

VI 旅費の請求手続

1 「その支払を証明するに足る資料」には、具体的にどのような資料が該当するのでしょうか。

A. 領収書やレシートのほか、予約画面とクレジットカード明細のスクリーンショットなど、交通手段等の利用及びその支払いが客観的に確認できる資料が該当します。

この記述に「旅費」と記載されていることから、「旅費」は旅費法第 3 条の規定により旅行者本人に支給されるべきものであり、この場合のクレジットカードは旅行者本人のものであると解されることから、個人のクレジットカードによる決済が必ずしも禁止されているわけではないと考えられ、不適切な決済とまでは言えない。

また、職員個人のクレジットカード決済により取得したポイントの扱いについては、浜田市職員等の旅費に関する条例、条例施行規則に規定はない。請求人は、旅費の支払いによって生じた公費による取得ポイントが不当利得に当たると主張するが、クレジットカード決済により取得したポイントを市に精算（戻入）する定めが措置請求日時点で浜田市の規定に存在しないため、不適切とまでは言えない。

なお、不当利得返還請求を行うためには

- ① 請求される側が利益を得ていること
- ② 請求する側に損失が出ていること
- ③ 利益と損失に因果関係があること
- ④ 請求される側が利益を保持する法律上の理由がないこと

の 4 要件をすべて満たす必要があるが、②に関しては市に損失が発生する原因となる規定が現存せず、④についても同様の理由で利益を保持する法律上の理由がないとまでは言えない。

イ 違法な財務処理の是正について

請求人が主張する違法な財務処理については、措置請求書から「①旅費条例第 3 条第 6 項違反」、「②個人クレジットカードでの議員分の立替決済」を指しているものと読み取ることができる。

まず、「①旅費条例第 3 条第 6 項違反」についてであるが、旅費条例第 3 条では旅費の支給について規定されている。このうち同条第 1 項から第 5 項までは、職員が出張した場合には、当該職員（当該職員が死亡した場合はその遺族）に対し旅費を支給することや、支給の額・範囲、について規定されている。そして、第 6 項では「第 1 項から第 4 項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、当該各項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。」と規定されている。ここでいう「旅行役務提供契約」については、旅費法第 2 条第 8 項に次のように規定されている。

「旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）その他の政令で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、国と旅行役務提供契約（旅行業者等が国に対して旅行に係る役務その他の政令で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、国

が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。(以下略))を締結したものをいう。」

このことから、旅費条例第3条第6項の規定の適用は、市と旅行役務提供契約を締結している旅行業者等がいる場合に限り、措置請求日時点で市は当該契約を締結していないため、条例違反とはならない。

次に、「②個人クレジットカードでの立替決済」について、請求人は議員からの委任状に言及し、「あくまで受領の権限のみであり、個人カードでの立替決済まで認めたものではない」と主張している。委任状については浜田市財務規則第126条に規定があり、「出納機関は、支払を債権者以外の者に支払う場合には、その者が代理権のみを有することを証する委任状を徴し、証拠書類に添付しなければならない。」とされており、請求人の主張どおり支払いに関する代理権のみを委任するものであり、立替決済の委任は含まれない。旅行手配等の手続きは市議会における行政視察の慣行に従い行ったものであるが、議員から事前承諾を得ておけばこのような事態を回避できたことに関しては再考が必要と認める。但し、この場合もクレジットカード決済により取得したポイントを市に精算(戻入)する定めが、措置請求日時点で浜田市の規定に存在しないため、不適切とまでは言えない。

よって、本件請求は請求人が主張する、法第242条に規定される「違法若しくは不当な財務会計上の行為等により市に損害が発生」する事実又は可能性がないことから、住民監査請求の要件を満たしておらず、不適法であると判断せざるを得ず、本件請求には理由がないと認められるので、法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

なお、今回の事案の発生は、出張における旅行手配の手順及び旅行代金の職員個人のクレジットカードによる決済の可否、付与ポイントの取扱いについて明確なルールが存在しないことに起因するため、市民から公私混同の疑念を持たれないためにも、市長においてはこれら取扱いについて検討されたい。